

原本の写し

第4号様式（その2）（第5条関係）

（表）

（一般廃棄物処分業用）

許 可 証

綾瀬市指令リ第 54 号

令和 5 年 7 月 3 日

住所 神奈川県綾瀬市吉岡709番地

氏名 株式会社 タズミ

代表取締役 田 墨 幸一郎 様

綾瀬市長 古 塩 政 由 印



令和5年6月5日付けで申請のありました一般廃棄物処分業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、次のとおり許可します。

営業所の所在地及び名称	綾瀬市吉岡709番地 株式会社タズミ吉岡リサイクルセンター 綾瀬市早川2647番地35 株式会社タズミ早川RPF工場
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、廃プラスチック類）
処分の方法	中間処分（選別、切断、破碎、減容固化）
営業の区域	綾瀬市内
処理及び処分料金	綾瀬市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例第24条第1項及び高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例第9条第3項に定める額の範囲内とする。
営業許可期間	令和5年7月4日～令和7年7月3日
条件	別紙のとおり

原本の写し

許可条件

- 1 綾瀬市から許可を受けた事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、政令、省令、綾瀬市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例及び同規則を厳守し、綾瀬市長の指示に従い適正に清掃業務を行うこと。
- 2 綾瀬市内における一般廃棄物の収集運搬に際しては、次の事項を遵守すること。
 - ① 収集した一般廃棄物を公共の広場、公道上において分別及び積み替えを行わないこと。
 - ② 収集運搬車両は、走行中に廃棄物、汚水、臭気等が飛散、流出しないように常に整備し、良好で清潔な状態を確保すること。
 - ③ 作業にあたっては、常に環境衛生の保持に努め、必要ある場合は、所要の対策を講じ、付近住民に不快感を与えないように留意すること。
- 3 取り扱う一般廃棄物は、分別を徹底し、資源化、減量化に努めること。
- 4 伝票・帳簿を常に整理し、請求があった場合は速やかに提示すること。
- 5 許可証は、他人への譲渡や貸与はしないこと。
- 6 綾瀬市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例施行規則第3条第2項又は第3項に該当する変更等が生じる場合、遅滞なくその手続きを行うこと。
- 7 許可証を亡失したり、損傷した場合は、遅滞なくその旨を届け出て、再交付の手続きを行うこと。
- 8 許可業者は、一般廃棄物の収集運搬若しくは処分に関する前月の実績を毎月10日までに報告すること。